自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第１３回）	資料３－１
令和８年１１月１３日（金）	

自殺総合対策大綱の見直しについて

令和８年１０月３０日
自殺総合対策会議決定

１．令和４年 10 月 14 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」（以下「現大綱」という。）において、現大綱は、おおむね５年を目途に見直すこととされていることから、令和８年から見直しに向けた検討に着手する。

２．自殺総合対策会議は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 26 条第２項第１号の規定に基づき、令和９年秋頃を目途に、新たな自殺総合対策大綱（以下「新大綱」という。）の案の作成を行う。

３．新大綱の案の作成に資するよう、自殺総合対策の推進に関する有識者会議において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者から意見を幅広く聴取することとする。